

## 佐久市総合観光パンフレット製作業務プロポーザル審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 佐久市総合観光パンフレット製作業務について、事業の円滑な推進を図り公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市総合観光パンフレット製作業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### (審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関する事
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

### (組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者で組織する。

2 委員長は佐久市観光協会会長をもって充て、副委員長は佐久市観光協会常務理事をもって充てる。

- (1) 佐久市観光協会会長
- (2) 佐久市観光協会副会長
- (3) 佐久市観光協会常務理事

3 委員は、佐久市観光協会会長が任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査終了日までとする。

### (委員長等)

第5条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第8条 審査委員会の庶務は、佐久市観光協会事務局が行う。

### (補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年11月2日から施行する。